

令和7年度 滋賀県甲賀環境事務所における 工場立入調査について

滋賀県甲賀環境事務所

目次

1 工場立入調査

- (1) 工場立入調査の視点と方針
- (2) 指導事項の概要
- (3) 助言事項の概要
- (4) 推奨事例等の紹介
- (5) 工場・事業場の皆様へ

2 法・条例改正情報

目次

1 工場立入調査

- (1) 工場立入調査の視点と方針
- (2) 指導事項の概要
- (3) 助言事項の概要
- (4) 推奨事例等の紹介
- (5) 工場・事業場の皆様へ

2 法・条例改正情報

1 工場立入調査

(1) 工場立入調査の視点と方針

調査目的

法令遵守の確認と自主的な環境リスク管理等の促進を行う。

甲賀環境事務所の視点(3段階)

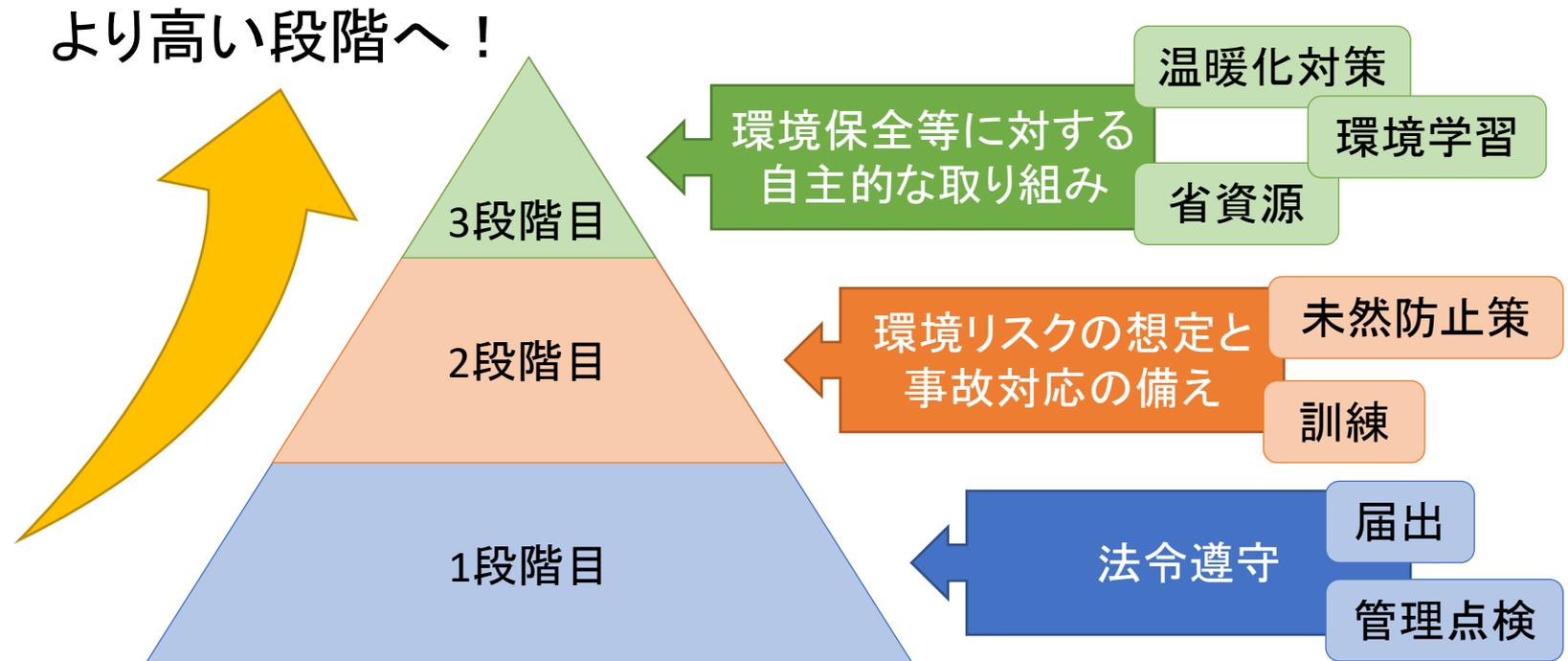
1. 法定の届出や環境管理が実施できているか。
2. 環境リスクを把握し、事故時に対応する備えがあるか。
3. 環境保全等に対する自主的な取り組みはあるか。

調査方針

視点の1段階目はできて当たり前の状態にする。
工場・事業場の皆様に、より高い2～3段階目を目指してもらおう。

1 工場立入調査

(1) 工場立入調査の視点と方針



調査方針

視点の1段階目はできて当たり前の状態にする。
工場・事業場の皆様に、より高い2～3段階目を目指してもらう。

1 工場立入調査

(1) 工場立入調査の視点と方針

工場立入調査の流れ

甲賀環境事務所

①依頼文・立入調査票の送付

③調査票の内容確認
確認事項等の通知文送付

④現地立入調査

⑤調査結果通知文送付
指導事項等の通知

⑦改善報告書の受理

事業場

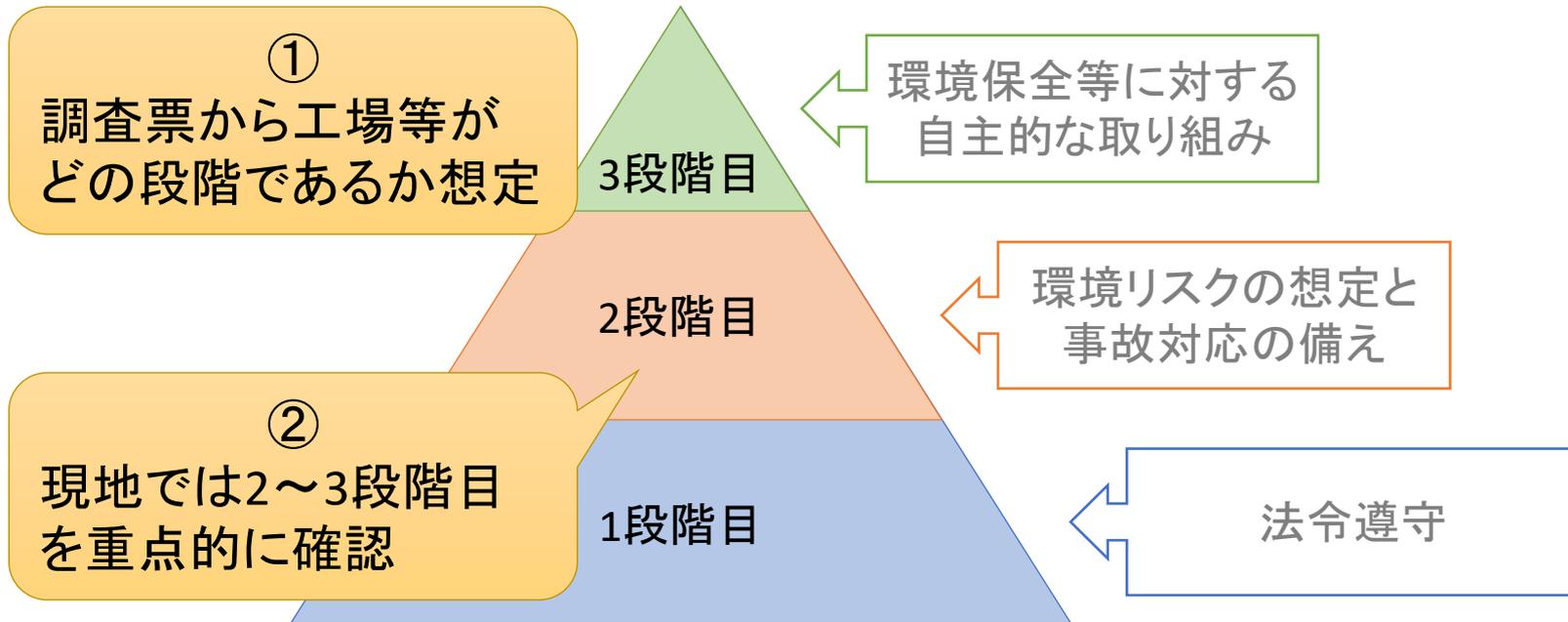
②調査票の記入・提出

⑥改善報告書作成・提出
※指導事項等がある場合のみ

1 工場立入調査

(1) 工場立入調査の視点と方針

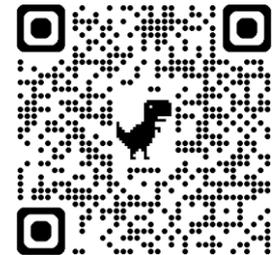
事前に配布する「工場等立入調査票」の意味



【参考】「工場等立入調査票」とは

立入調査実施の前に、工場等に調査票への記入を依頼している。
届出と実態の整合、対象となる法令等の把握状況を事前に確認する。

公開場所：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/21178.html>



1 工場立入調査

(1) 工場立入調査の視点と実施方法

近年の環境問題の状況

- 法規制による環境の改善は高水準（水質、大気等）
- 法規制だけでは解決できない環境問題（温暖化、廃棄物等）
- 事業者・市民の皆様による自主的な取組が大きなカギ



工場・事業場の皆様に自主的な取組をPRしてもらいたい。



良い取り組みは他事業場への水平展開も進めたい。

※具体的な取組事例は、事前に承諾を得た場合のみ情報提供しています。

目次

1 工場立入調査

- (1) 工場立入調査の視点と方針
- (2) 指導事項の概要
- (3) 助言事項の概要
- (4) 推奨事例等の紹介
- (5) 工場・事業場の皆様へ

2 法・条例改正情報

1 工場立入調査

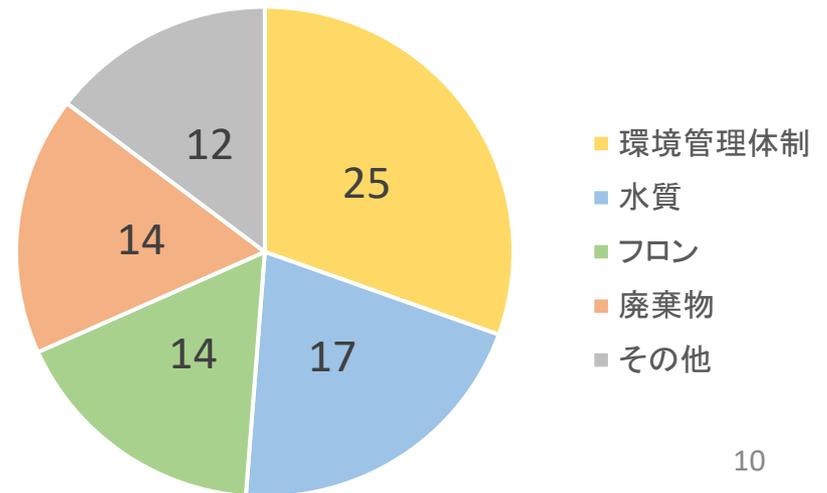
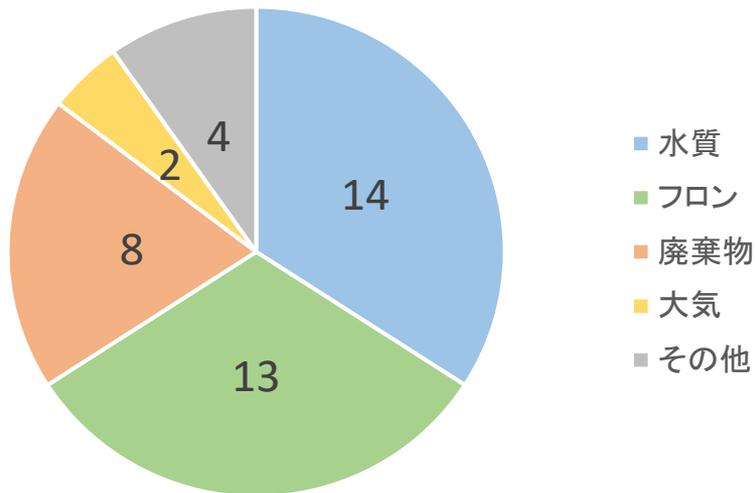
(2) 指導事項の概要

工場立入調査の実施状況と指導状況(令和8年2月5日現在)

● 本年度の工場立入実施件数は24件

分類	指導事項(件)
水質	14
フロン	13
廃棄物	8
大気	2
その他	4
合計	41

分類	助言事項(件)
環境管理体制	25
水質	17
フロン	14
廃棄物	14
その他	12
合計	82



1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

水質

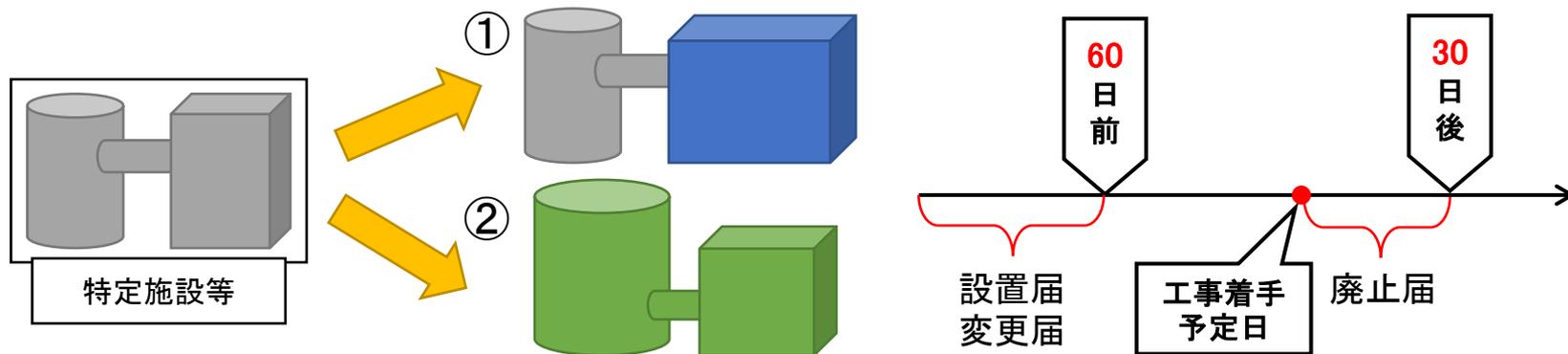
大気

①施設の設置届、構造変更届、廃止届漏れ

- 特定施設(水質汚濁防止法等)や、ばい煙発生施設(大気汚染防止法等)の届出状況と設置状況が異なる。

Point!!

- ① 施設を部分改修する場合 → 構造等変更届
- ② 施設全体を更新する場合 → 設置届 + 廃止届



1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

① 特定施設の構造変更届漏れ

★ 特定施設設置届出書の別紙1～6に記載された項目に変更が生じる場合に届出が必要になります。

【構造等変更届が必要になる事例】

- 特定施設の**設置場所**の変更 → 別紙1,3
- 特定施設の**使用原材料**の変更 → 別紙3
- 排水を河川放流から**下水道接続**に切り替えた。 → 別紙4～6

原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法および1日当たりの使用量	薬品A 〇〇可塑剤
-----------------------------------	--------------

別紙3 使用原材料の記載欄

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

水質

大気

①施設の設置届、構造変更届、廃止届漏れ

【原因と対策】

- 届出担当者が知らないうちに施設が更新されていた。
 - 担当者に情報が共有される**体制づくり**
 - 特定施設本体に**注意書き等**を掲示
- 施設更新で基数の全数が変わらないため、届出不要と誤認した。
- 施設導入の担当部署が届出の必要性を知らなかった。
 - 施設導入時のフローを**マニュアル化**
 - 必要に応じて行政と**事前相談**

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

水質

①施設の設置届、構造変更届、廃止届漏れ

2025年8月1日

水質汚濁の防止に関する滋賀県HPが設立されました。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/345538.html>

- ・特定施設設置届出書の記載例
- ・排水基準の一覧
- ・有害物質使用特定施設の構造基準に関すること 等



県民の方



事業者の方



県外の方

Mother Lake 琵琶湖

県政情報



湖国の魅力

⚠ 防災・災害情報

滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > 環境

水質汚濁の防止について（排水規制等）

2025年8月1日

🔍 環境・自然

◆ 環境

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

水質

②有害物質使用特定施設等の管理要領、定期点検の不備

有害物質使用特定施設
有害物質貯蔵指定施設 } を設置する者は.....

- 構造基準を順守しなければならない。
 - 有害物質の地下浸透・流出を防止する設備等(例:防液堤など)
 - 管理要領が明確に定められていること
- 定期点検を実施し、その結果を記録、保存しなければならない。



管理要領に関する指導対象の例

- 行政検査で開示を求められた時に管理要領が見当たらない。
- 作業手順書はあるが、管理要領としてまとまっていない。
- 管理要領に記載すべき内容が不足している。

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

水質



②管理要領で定めなければならない事項

記載すべき内容	(例)
① 有害物質を含む水等を扱う作業の方法	有害物質が飛散・流出・地下浸透しない手順等を定める。
② 設備の作動状況の確認及び適切な運転のための措置	施設が漏えい等無く、適切に稼働する方法等を定める。
③ 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置	漏えいの早期停止、漏えいした有害物質の回収方法等を定める。
④ 使用の方法に関する点検の方法及び回数	法定の点検方法と回数等を定める。

※既存の作業手順書や事故対応マニュアルを**統合**または**紐づけ**し、上記の要件を満たすものを定めても良い。

【参考】環境省「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き」(H27年)

環境省HP : <https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

水質

②有害物質使用特定施設等の定期点検について

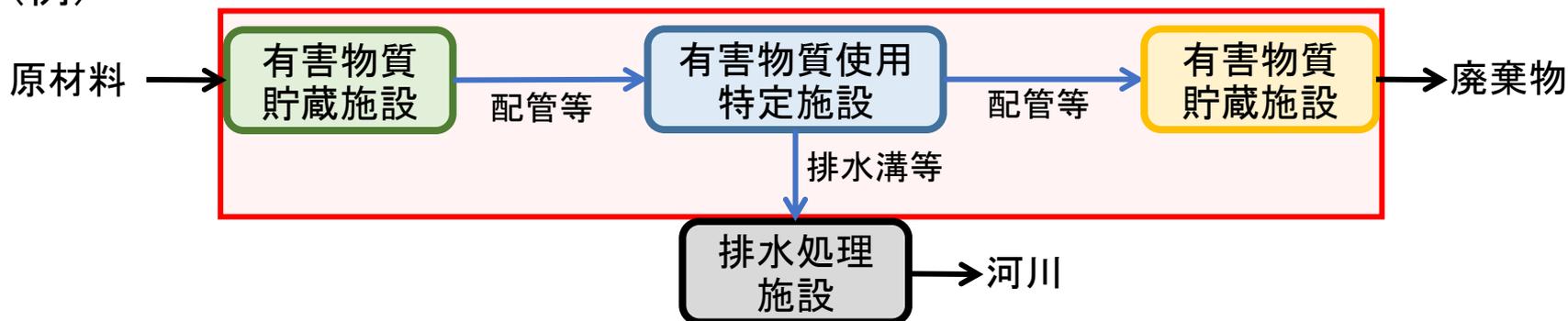
定期点検に関する指導対象の例

- 検査・点検記録が見つからない。
- 点検項目が不足している。

定期点検の適用範囲 = 有害物質が含まれる液体の流れる範囲

(水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法により有害物質が検出される水)

(例)



【参考】環境省「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル 第1.1版」(H25年)

環境省HP : <https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

水質



②有害物質使用特定施設等の定期点検について

構造基準の適用範囲

- 施設本体
- 床面及び周囲
- 地上配管
- 地下配管
- 排水溝等
- 地下貯蔵施設

→ 構造基準確認票から
点検方法等を確認

有害物質特定施設等に係る構造基準等の確認票

※適合箇所にチェックすること。

工場又は事業場名等 (担当者氏名)	施設番号	
----------------------	------	--

床面及び周囲

A基準（規則第8条の3、第9条の2の2）【1から3のいずれかに適合すればA基準に適合】

適合基準	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法	
		点検を行う事項	点検の回数
1	<input type="checkbox"/> 【2つの項目すべてに該当すること】 <input type="checkbox"/> 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されている <input type="checkbox"/> 防液堤、側溝、ためます（防液堤等）を設置	・床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ・防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上 1年に1回以上
2	<input type="checkbox"/> 上記と同等以上の機能を有する装置 ※機能等について記載	・講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数	
3	<input type="checkbox"/> 施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏洩を目視により容易に確認できるもの （例：2階に設置されている場合）	・床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上

B基準（規則附則第3条）【1、2のいずれかに適合すればB基準に適合】

適合基準	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法	
		点検を行う事項	点検の回数
	【2つの項目すべてに該当すること】	・床面のひび割れ、被	1年に1回

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

水質

②有害物質使用特定施設等の定期点検記録表(作成例)

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 定期点検記録表(例)									
①点検対象となる有害物質使用特定施設等									3年保管(義務)
施設設置場所		棟 1階		施設名称		特定施設			
有害物質の種類				該当施設		有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設			
点検結果									
②点検年月日	点検の実施 補修(措置)の実施及び異常、漏えい等が確認された場合には別紙に記録をする (下記【点検結果の記録と保存】参照)					④点検実施責任者の氏名		印	
						④点検を実施した者の氏名		印	
	③点検対象と点検方法及び結果								
床面及び周囲		施設本体				(地上配管)配管等		上層階からの漏洩	
点検方	点検結果	点検方	点検結果	点検方	点検結果	点検方	点検結果	点検方	点検結果
平成 年 6月 日	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり
平成 年 9月 日	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり
平成 年 12月 日	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり
平成 年 3月 日	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり
異常等に対する措置	異常等に対する措置等の詳細は別紙「定期点検で異常等が認められた場合の記録表」に記載のあるとおり								
備考									

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/21178.html#kirokuhyou>

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

産業廃棄物



③廃棄物の処理および清掃に関する法律

主な指導事項

- 産業廃棄物保管場所に法令で定める**掲示板を設置すること。**
- 掲示板の廃棄物名称は**法令で定める名称**に修正すること。
- 産業廃棄物の種類ごとに整理し、有価物と**分別**すること。
- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について、**運搬先の住所および許可番号を修正**すること。

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

産業廃棄物



③産廃の「保管基準」違反

- 法律上「仮置き」の概念はない。
 - 原則、法定の掲示板が必要となる。
- 掲示板の表示と実際の保管状況が一致しない場合も多い。

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	ガラスくず 水銀使用製品産業廃棄物
数量 積替及び処分の為の保管の場合	—
管理者	氏名又は名称 (株)〇〇〇〇 甲賀 太郎
	連絡先 0748-XX-YYYY (内線ZZZ)
保管の高さ 屋外で容器を用いずに保管の場合	—

法定の項目名で表示
石綿含有は明示
水銀使用は明示

縦及び横それぞれ
60cm以上であること

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

産業廃棄物



③ 廃棄物の処理および清掃に関する法律 (産業廃棄物管理票交付等状況報告書)

主な指導内容: 記載内容の修正

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和6年度)

令和6年 月 日

滋賀県知事

運搬受託者の事務所所在地ではなく**処分場所**
または、**積替保管場所の住所**を記載する。

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物管理票を提出します。

桁数に注意

桁数に注意

事業場の名称						業種			
事業場の所在地						電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

フロン類

④フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)

【第一種特定製品】

- フロン類を冷媒とする業務用のエアコンディショナーまたは冷凍冷蔵機器

対象機器の認識漏れ

- 盤クーラー
- スポットクーラー
- コンプレッサー(エアドライヤー内蔵)
- ウォーターサーバー・給水機・製氷機
- チラー(冷却装置)

フロン回収・破壊法 第一種特定製品

この製品には冷媒としてHFCが使われています。
(1)フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
(2)この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。
(3)工場出荷時のフロン類の種類・数量・CO₂換算値は、下表になります。

種類	冷媒番号	対象機種	数量	CO ₂ 換算値
HFC	R32	RSRP40~50形	1.20kg	810kg
		RSRP56・63形	1.35kg	911kg

名盤・シール等を確認!!

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

フロン類



④点検の実施について

- ・簡易点検：**すべての第一種特定製品**について、3ヶ月に1回以上の頻度で目視等の確認を実施。
- ・定期点検：**一定規模以上の第一種特定製品**について、十分な知見を有する者による点検を実施。
- ・点検記録は機器の**廃棄後3年間保管**が必要。

電動機の 定格出力	エアコンディショナー			冷凍冷蔵機器	
	7.5kW未満	7.5kW以上 50kW未満	50kW以上	7.5kW未満	7.5kW以上
簡易点検	○	○	○	○	○
定期点検	×	○ (3年に1回以上)	○ (1年に1回以上)	×	○ (1年に1回以上)

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

フロン類

④簡易点検記録簿の作成例(滋賀県HPで公開)

フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の「簡易点検」記録簿

(例示:法定の様式はないため、必要に応じて利用可能です)

第一種特定製品の管理者の氏名又は名称	法人にあっては、実際に管理に従事する者の氏名	管理者氏名	備考
第一種特定製品の所在	型式番号等	機器が特定できる情報	設置年月日
冷媒として充填されているフロン類の種類	R - (CFC・HCFC・HFC)	フロンの種類と充填量	点検の頻度
			定期 要しない 1回以上 1年に1回以上
			簡易 すべての機器で、3カ月に1回以上

赤枠内は
法定の必須項目

点検実施年月日	点検を行った者の氏名	検査を行う事項					点検の結果 フロンの漏えい又は故障等の有無 (有の場合はその概要)	備考 ・点検時の備考を記載 ・専門点検を行ったときはその旨を記載 ・その他
		異常音 異常振動	外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化	油漏れ	熱交換器への霜の付着	(冷蔵・冷凍機器の場合) 冷蔵又は冷凍等の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度		
						℃		
						℃		
						℃		

- ①点検年月日
 - ②点検者氏名
 - ③点検項目
 - ④点検結果
- 異常音・異常振動
外観の損傷・劣化等
油漏れ
霜の付着
温度(冷凍冷蔵機器)

温度の記載忘れに注意!!
例:チラーの場合は冷水の温度を記載

1 工場立入調査

(2) 指導事項の概要

化学物質

⑤PRTR制度 排出量および移動量の届出漏れ

- 第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上の場合、対象物質の「排出量」および「移動量」の届出が必要。
- 重油に含まれる「メチルナフタレン」の年間使用量が1t以上の場合、届出が必要になる。

メチルナフタレンの
年間使用量(kg)

=

重油の年間
使用量(L)

×

重油の比重
0.9

×

メチルナフタレン
の含有率(%)

(例)

重油の年間使用量が120kLの場合

・重油のSDSよりメチルナフタレンの含有率を確認→(1.3%とする。)

・ $120,000 \times 0.9 \times 0.013 = 1,404$

メチルナフタレンの年間使用量は1,404kgであり、1t以上のため、届出対象となる。

【参考】経済産業省・環境省「PRTR排出量等算出マニュアル 第5.1版」(R6年)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r5.html

目次

1 工場立入調査

- (1) 工場立入調査の視点と方針
- (2) 指導事項の概要
- (3) 助言事項の概要
- (4) 推奨事例等の紹介
- (5) 工場・事業場の皆様へ

2 法・条例改正情報

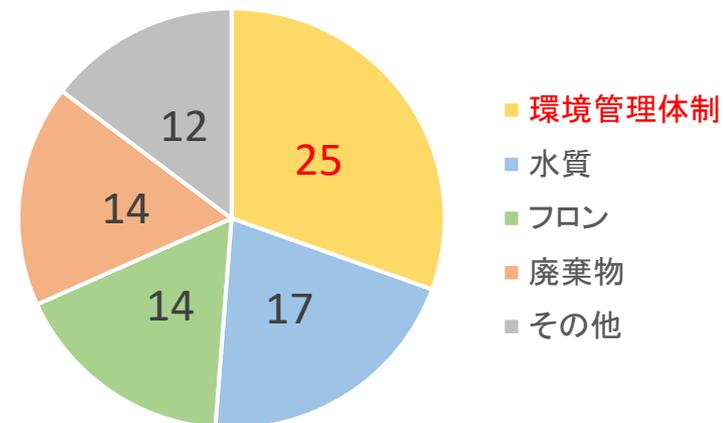
1 工場立入調査

(3) 助言事項の概要

助言事項の特性

- 助言事項は「法定事項」ではない。
- 助言事項で多いのは「環境管理体制」に関する事項。
 - 法定事項の遵守だけでは「環境管理体制」として十分とは言えない。

法令で定めることは必要最低限のことだけ。
各事業場の自主的な取組も求められる。



助言事項の内訳

1 工場立入調査

(3) 助言事項の概要

環境汚染事故の対策フローの例

1. 環境リスクの洗い出しと解消
2. 事業場と周辺状況の把握
= 事故発生の未然防止

3. 異常が起きても流出に繋がらない
安全対策
4. 設備の維持管理

5. 初動対応のマニュアル化
6. 連絡網と指示系統の構築

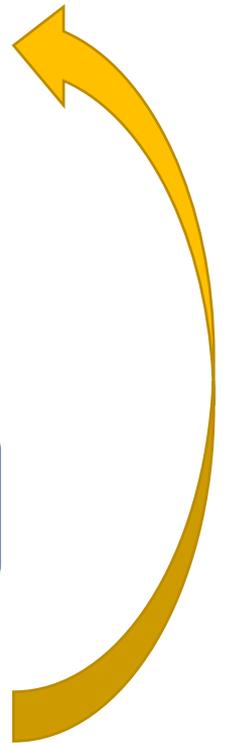
7. 訓練の実施と講評
8. 新たなリスク・課題の発見

① 環境リスクの
低減

② 流出防止の
安全対策

③ 緊急事故対応
体制の構築

④ 訓練実施と
対策の再検討



1 工場立入調査

(3) 助言事項の概要

①環境リスクの
低減

②流出防止の
安全対策

③緊急事故対応
体制の構築

④訓練実施と
対策の再検討

①助言事項の事例 ～環境リスクの低減～

- グレーチングの固定ボルトが無くなっているため、車両が跳ね上げる等の事故防止策を検討すること。
- グレーチングがボルト固定されているため、漏えい事故時に速やかに水路を塞げる止水板等の対策を検討すること。

本事例のような対策には一長一短がある。
リスクを比較検討し、最適な対策を行う。



鉄板やグレーチングの跳ね上げによる
車両事故は毎年発生している。
(写真は実際の事故発生現場の様子)

1 工場立入調査

(3) 助言事項の概要

①環境リスクの低減

②流出防止の安全対策

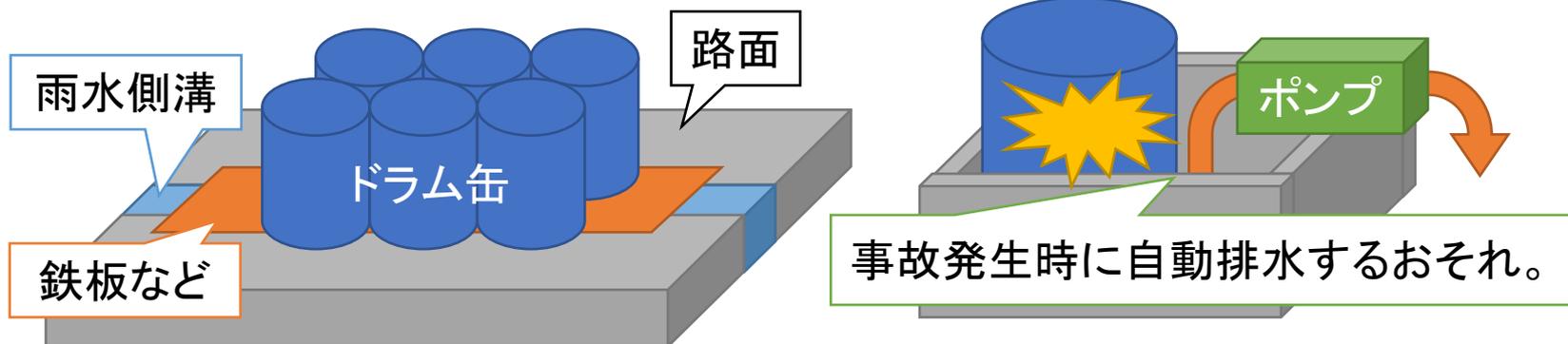
③緊急事故対応体制の構築

④訓練実施と対策の再検討

①助言事項の事例 ～環境リスクの低減～

- ドラム缶置き場の直下が雨水側溝のため、保管場所の変更や流出対策を検討すること。
- 防液堤内の自動排水ポンプについて、手動による稼働への変更を検討すること。
- 場内に堆積した汚れ(製品の飛散物等)を清掃すること。

日常的に潜むリスクを見つけ、対策することが重要。
人は「必ず失敗する」という前提で、避けられるリスクは避ける。



1 工場立入調査

(3) 助言事項の概要

①環境リスクの
低減

②流出防止の
安全対策

③緊急事故対応
体制の構築

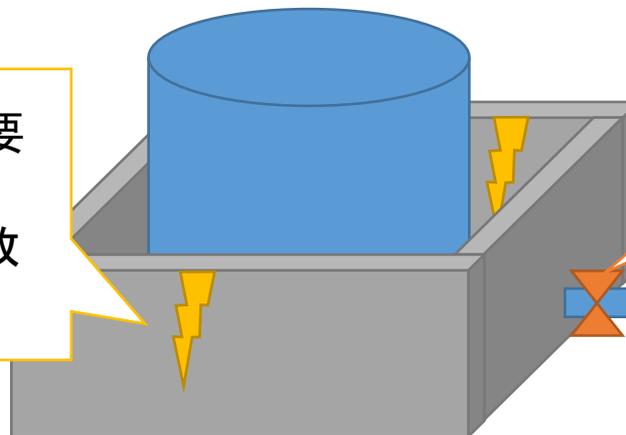
④訓練実施と
対策の再検討

②助言事項の事例 ～流出防止の安全対策～

- 給油所周辺が舗装されていないため、土壌への**浸透を防ぐ舗装**を検討すること。
- 防液堤の**水抜き弁を常時閉**にすること。
- タンクの**防液堤に亀裂**が見られるため、**補修**を検討すること。

設備の設置後は点検・補修を行い、対策を形骸化させない。

内外に亀裂がある場合は要注意。
損傷箇所からの漏えい事故事例が全国で発生。



バルブは常に閉とする。
開閉状態がひと目で分かるとなお良い。

配管にひび割れが無いかな。

1 工場立入調査

(3) 助言事項の概要

①環境リスクの
低減

②流出防止の
安全対策

③緊急事故対応
体制の構築

④訓練実施と
対策の再検討

②助言事項の事例 ～流出防止の安全対策～

- 屋外に**事故対応資材**を保管されるよう助言します。
- 事故対応資材の保管場所等を**従業員に共有、教育**してください。
- 土のうについて、緊急時の運搬、積み上げ等に支障が無いよう、**1袋あたり7kg程度**を推奨します。

事故対応資材(例)

- ・土のう
- ・オイルマット
- ・ひしゃく、バケツ 等

リスクの高い場所(例)

- ・重油タンク
- ・有害物質貯蔵施設
- ・有害物質使用特定施設 等

1 工場立入調査

(3) 助言事項の概要

①環境リスクの低減

②流出防止の安全対策

③緊急事故対応体制の構築

④訓練実施と対策の再検討

③助言事項の事例 ～緊急事故対応体制の構築～

- 事業場における**環境リスク**について**想定**し、それに**応じた対応手順書の作成**や**対応訓練**の実施、**資材**の保管場所の共有等について検討すること。
- 事故発生時の連絡先の追加・更新をすること。



資材確認



1 工場立入調査

(3) 助言事項の概要

①環境リスクの
低減

②流出防止の
安全対策

③緊急事故対応
体制の構築

④訓練実施と
対策の再検討

③助言事項の事例 ～緊急事故対応体制の構築～

- 緊急連絡先一覧の連絡先に〇〇〇の**連絡先を追記**してください。
- 緊急連絡先一覧の**行政機関名および電話番号が異なる**ので、修正してください。
 - 緊急連絡先を定期的に見直してください。

表 記載間違いの多かった連絡先(令和8年1月31日時点)

行政機関名	電話番号
滋賀県甲賀環境事務所	0748-63-6134
滋賀県甲賀保健所 生活衛生係	0748-63-6149
甲賀市生活環境課	0748-69-2145
湖南市環境政策課	0748-71-2326

水濁法の有害物質、指定物質、油の保管している特定事業場からの漏えい事故
 ⇒通報および応急対策を必ずおこなうこと。(水質汚濁防止法第14条の2)

1 工場立入調査

(3) 助言事項の概要

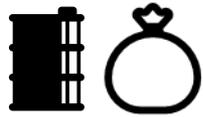
①環境リスクの
低減

②流出防止の
安全対策

③緊急事故対応
体制の構築

④訓練実施と
対策の再検討

④助言事項の事例 ～訓練実施と対策の再検討～



土嚢などの資材の取扱方法



緊急マニュアルの読み合わせ

訓練として有効である。

→訓練の記録(写真等)を残すことも検討

Point!!

➤ 訓練実施後は、新たな課題や良かった点について**講評**を行うと良い。また、参加者の理解度や意見・感想を確認し、**今後の事故対策**に活かして下さい。

➤ 参加者にも一定の熟練度が必要であるが、いつ、どこで、どのような事故が起きるかを明かさずに、実践的な訓練を実施している事業場もある。

目次

1 工場立入調査

- (1) 工場立入調査の視点と方針
- (2) 指導事項の概要
- (3) 助言事項の概要
- (4) 推奨事例等の紹介
- (5) 工場・事業場の皆様へ

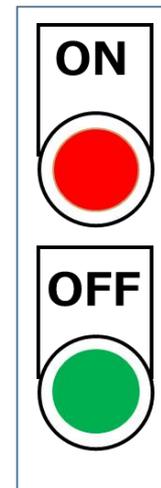
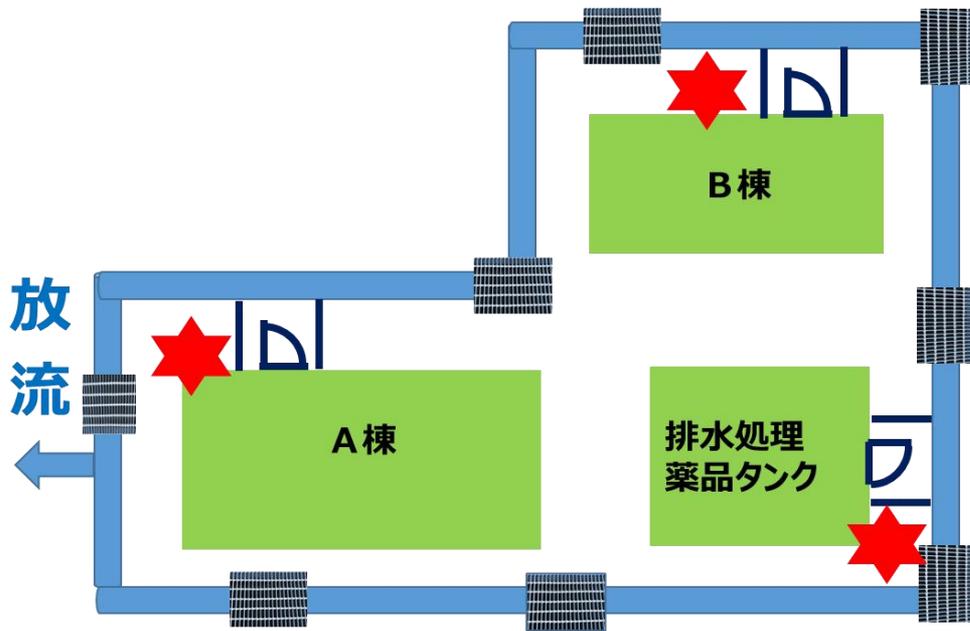
2 法・条例改正情報

1 工場立入調査

(4) 推奨事例の概要

事例1 緊急時非常招集サイレンとパトライトの設置

★ : 漏えいリスクの高い地点



スイッチ例

・全員に**一斉**に知らせることができる。

・近くに資材を配備することで通報後、速やかに漏えい防止作業ができる。

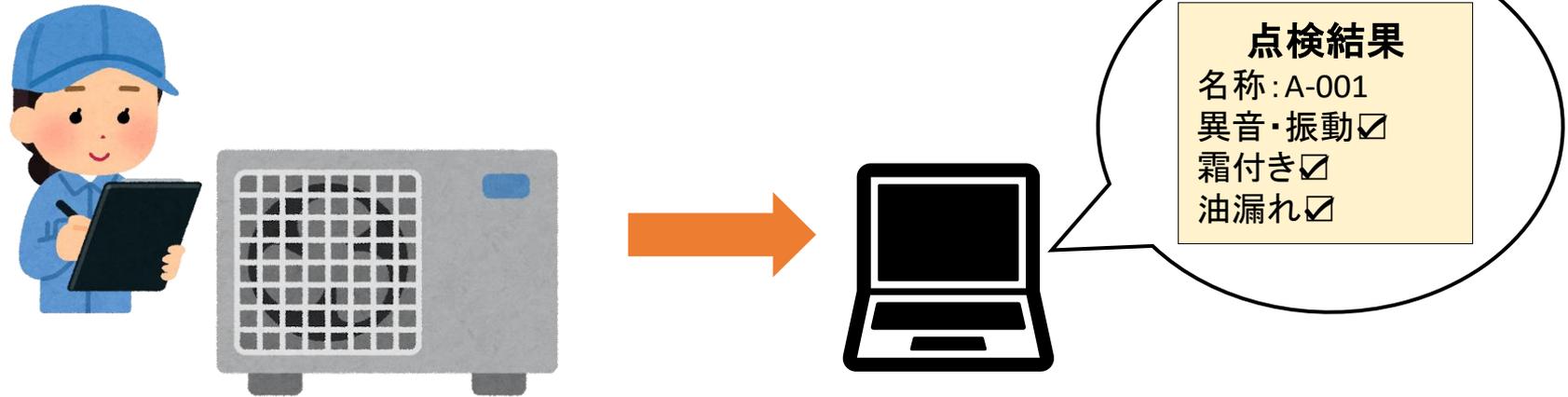


6

1 工場立入調査

(4) 推奨事例の概要

事例2 フロン類の第一種特定製品の電子管理化の事例



- 簡易点検・定期点検を**完全電子化**
- 点検結果を**迅速に閲覧**できる。
- 点検の期限が近付くと通知が来るシステム
→ **点検漏れを防ぐ工夫**

1 工場立入調査

(4) 推奨事例等の概要

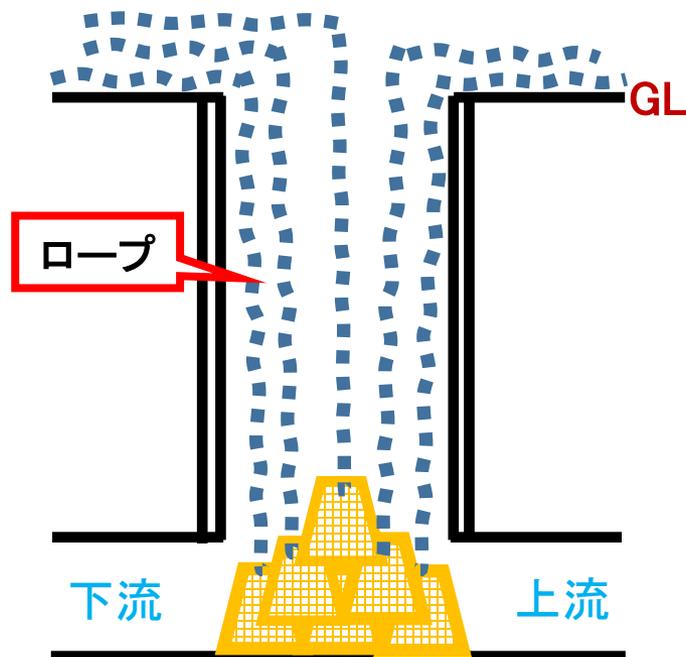
事例3 事故対応資材(土のう)の改善

土のう積みの問題点

- 深いマンホール内に土のうを積み上げて遮水することが難しい。
- 1袋当たりの重量が重い。
- 引き上げ時に引き上げにくい。



マンホール
(断面図)



改善内容

- 1袋当たりを7kgにして持ち運びやすくする。
- 野菜などを入れるオレンジ色のメッシュ袋(2重)の中に土のうを入れ、ロープを設置し操作性を向上する。

1 工場立入調査

(4) 推奨事例の概要

事例5 その他の推奨事例

- オンサイトPPAによる**太陽光発電**の運用によるCO2削減が行われている。
- 独自に「**公害防止対策委員会**」を設置し、環境行事の進捗および環境リスク低減活動等を実施している。
- 水溶性廃液の**減容化**により、廃棄物を削減している。
- 前回立入調査時に指摘のあった、危険物タンクの防液堤内面の**亀裂が補修**された。

目次

1 工場立入調査

- (1) 工場立入調査の視点と方針
- (2) 指導事項の概要
- (3) 助言事項の概要
- (4) 推奨事例等の紹介
- (5) 工場・事業場の皆様へ

2 法・条例改正情報

1 工場立入調査

(5) 工場・事業場の皆さまへ

工場・事業場の皆様に期待すること

法令遵守のために.....

- 指摘事項は毎年**同様の内容や傾向**
 - できているつもりにならず再確認
- 「担当の**引継ぎミス**」はできていない理由になり得ない
 - 確実な環境管理体制の構築は責任者の責務

環境汚染事故の未然防止と被害拡大防止のために.....

- 自身(=工場・事業場)のことを知り、**リスク低減**へ
- 「事故は必ず起こる」と想定して対策
- 事故対策は改善とメンテナンスの積み重ね

各事例を参考に、各工場・事業場で何ができて、何ができていないのか、何が起こり得るのか、改めて考える機会に

目次

1 工場立入調査

- (1) 工場立入調査の視点と方針
- (2) 指導事項の概要
- (3) 助言事項の概要
- (4) 推奨事例等の紹介
- (5) 工場・事業場の皆様へ

2 法・条例改正情報

2 法・条例改正情報

(1) 排水基準の改正(大腸菌数)

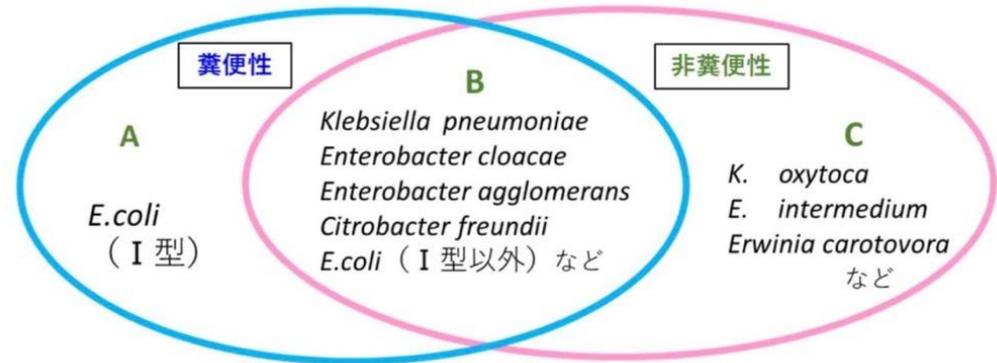
項目	適用年月日	法改正前の排水基準	法改正後の排水基準	滋賀県の基準(条例)
大腸菌群数 →大腸菌数	令和7年4月1日	3000 個/cm ³	800 CFU/mL	法と同じ

令和7年4月1日以降、

排出水の自主測定の実施項目について

大腸菌群数→**大腸菌数**

への変更をお願いいたします。



2 法・条例改正情報

(2) 行政手続きのオンライン化

滋賀県知事等に係る行政手続き等におけるインターネット利用等に関する規則(2023年12月22日 公布・施行)

- 届出等を**電子データ**にて提出可能となりました。
- しがネット受付サービスまたは電子メールで受付しています。

手続きの種類	ファイル添付(アップロード)による届出	フォーム入力による届出
氏名等変更届	○	○
承継届	○	○
廃止届(大気、水質、DXNs)	○	○
ただし書き確認申請(土壌)	○	×
公害防止管理者関係届	○	×
地下水質(監視井戸)調査結果の報告	○	○

甲賀環境事務所(環境法令手続受付用)メールアドレス: de41_kh_apply@pref.shiga.lg.jp

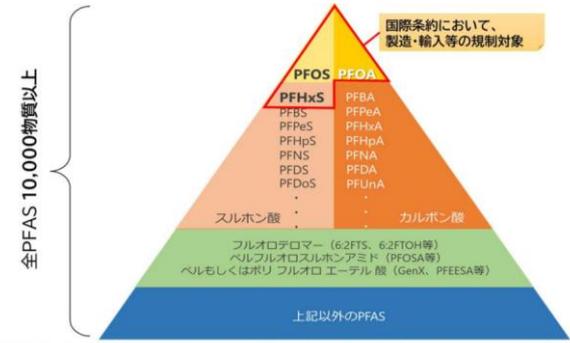
詳細(滋賀県HP): <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302870/335279.html>

2 法・条例改正情報

(3)PFOS, PFOA対策

●PFASとは

・有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。

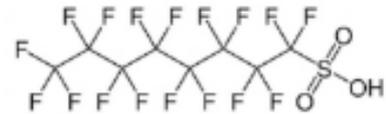


●PFOS, PFOAとは

・PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきた。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められている。

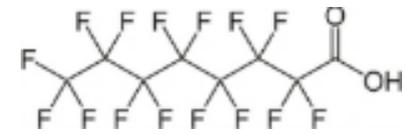
・PFOSの主な用途：

泡消火薬剤、半導体、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、写真フィルム等
 （PFOSは2010年から製造・輸入等が原則禁止）



・PFOAの主な用途：

泡消火薬剤、繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服等
 （現在、PFOAは2021年から製造・輸入等が原則禁止）

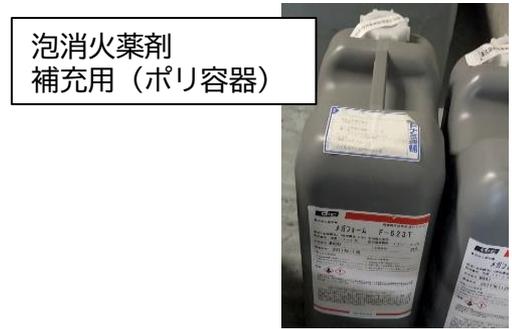


2 法・条例改正情報

(3)PFOS, PFOA対策

○滋賀県の取組み

- ・ 令和3年度から公共用水域水質測定計画の測定項目に「PFOS及びPFOA」を追加し、**琵琶湖8定点および県内25河川で定期的な調査**
 - ・ 令和2年度から県内事業場への工場立入調査の際に、**PFOS・PFOAの使用実態に関するアンケート**を実施
 - ⇒ 令和7年度からは新たに**泡消火薬剤の保管状況**についてもあわせてお聞きしております。
 - ⇒ リスクマネジメントとして、**自社工場等に設置されている泡消火設備に使用されている薬剤を御確認ください。**
- ※PFOS等を含有していた場合、環境への排出抑制のため、**可能な限り早期に代替品への切り替えをお願いします。**



別添

PFOS および PFOA の使用・保管実態に係る調査票

アンケート調査に御協力ください。

貴事業場名称 [_____]
 貴事業場所在地 [_____]

問1 PFOS の使用履歴について (現在までの使用状況について回答ください。)
 有 (有の場合は以下の①~④についても御回答ください。)
 無、 不明 (おそらく使用無)、 不明 (おそらく使用有)

①使用期間 [_____ 年 月 ~ _____ 年 月]
 ②使用用途 [_____]
 ③使用場所 [_____]
 ④使用量 [_____ kg・L / 年]

問2 PFOA の使用履歴について (現在までの使用状況について回答ください。)
 有 (有の場合は以下の①~④についても御回答ください。)
 無、 不明 (おそらく使用無)、 不明 (おそらく使用有)

①使用期間 [_____ 年 月 ~ _____ 年 月]
 ②使用用途 [_____]
 ③使用場所 [_____]
 ④使用量 [_____ kg・L / 年]

問3 泡消火薬剤の保管状況について (現在の状況について回答ください。)
 (1) 泡消火薬剤の保管
 有 (有の場合は以下についても御回答ください。)
 無

(2) (1) が「有」の場合
 ①型番 [_____]
 ②PFOS 又は PFOA の含有 [有 (_____ %)、 無]
 ③保管量 [_____ L]

※PFOS 等を含有する場合、環境排出抑制のため、可能な限り早期に代替品への切り替えをお願いします。

以上でアンケート調査は終了です。御協力誠にありがとうございました。

本日の内容は以上です。

ご清聴ありがとうございました。